

## 令和8年度

小学校の保護者のみなさま

# 令和8年度市立小学校の学校給食費の無償化について（お知らせ）

小田原市教育委員会

小田原市では、市立小・中学校で学校給食を実施しています。各学校や共同調理場の栄養士が、子どもたちの心身の健全な発達のため、安全・安心で栄養バランスや量を保った給食を提供しています。

### ■令和8年度の学校給食費について

令和8年度は、国が実施する「学校給食費の抜本的な負担軽減策」に市の補てんを加え、市立小学校の学校給食費を無償化します。

これにより、令和8年度は、保護者のみなさまにご負担いただく学校給食費はありません。

### ■学校給食費（月額）

区分	月額（給食材料費）	補助の財源
小学校	0円※ (5,888円)	5,200円（国からの交付金） 688円（市の子育て支援策の補てん分）

※生活保護の教育扶助を受けている場合は5,200円。（既存の制度による支援が優先されます。）

### ■学校給食の停止等について

以下の理由で給食を食べることができない場合は、保護者から学校へお申し出ください。

- ① 食物アレルギー等の理由で給食を食べることができない場合
- ② 長期欠席等の理由で給食を止める場合
- ③ 乳アレルギーまたは乳糖不耐症等の理由で牛乳の飲用を停止する方

給食を再開する場合は、学校への連絡はお早めをお願いします。

### ■その他

- (1) 令和7年度以前の学校給食費は無償化となっております。お支払いが済んでいない場合は、お早めにお支払いをお願いいたします。
- (2) 事情により、学校給食費を納期限までに納めることが難しいときは、保健給食課給食係までご相談ください。学校給食費の納付が確認できない時は、督促状の送付、電話や個別訪問などを行います。場合により、裁判所へ支払督促等の申し立てを行うなど、厳正に対処させていただきます。

お問い合わせ

小田原市教育委員会 保健給食課給食係 TEL 0465-33-1694